



第37回 秋季中国セミナー
(オンラインセミナー)

事例報告（中国事業再編・ 撤退時のリスクコントロール策）

2024年12月6日

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
総経理 能瀬 徹
(HP <https://www.shcs.com.cn>)

総経理 能瀬 徹

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

上海華鐘コンサルティングサービス有限公司



（経歴）1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行（当時の住友銀行）入行。日中投資促進機構への2年半の出向、中国室（大阪）での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。趣味は卓球と海釣り。

E-mail : torunose@shcs.com.cn

1. -1 一般的にいうリスクと経営リスク
- 2 経営リスクの例
- 3 中外合併企業を経営する場合のリスク例
2. -1 中国現地法人の解散・清算時の諸手続き・要対応事項及び手順
- 2 中国現地法人の会社清算スケジュール
- 3 中国現地法人清算時の全般リスク分析・リスクコントロール策
- 4～6 中国現地邦人の会社清算シミュレーション
- 7～8 土地・建物売却時の課税関係と課税計算例
- 9 中国現地法人清算時の労務リスク分析・リスクコントロール策
3. -1 中国現地法人の吸収合併：吸収合併イメージ
- 2～3 中国現地法人の吸収合併スケジュール①（雇用継続受皿有り）②（受皿無し）
- 4～5 中国現地法人の各再編手法の特徴比較とリスク評価
- 6 吸収合併パターン①（広州に工場を残さない場合）のリスク評価
- 7～8 吸収合併パターン①における人員整理の法律根拠と労務リスクコントロール策
- 9 吸収合併パターン①においてその他注意すべき法律規定
4. 在中国日系企業における最近のその他の再編事例
5. -1～2 中国現地法人におけるリストラ事例：概要・背景と参考関連規定
6. -1～2 中国現地法人におけるその他のリストラ事例(1)(2)
7. -1～5 華鐘コンサルタントグループの業務内容
8. 華鐘コンサルタントグループ創立30周年記念業務

「リスク」とは？

将来のいずれかの時において何か悪い事象が起こる可能性をいう

「経営リスク」とは？

企業経営において発生し得るリスク

リスクアセスメント

危険性や有害性などのリスクを特定・分析し、リスクの度合いを評価すること

リスクコントロール

リスクを組織的に管理し、損失の回避や軽減を図ること

1-2. 経営リスクの例

リスク分野	リスクの具体的内容（例）
経営環境上のリスク	経済危機、貿易摩擦、不買運動
外的要因によるリスク	地震、津波、台風、感染症、大規模停電
財務・税務リスク	資産価値の毀損、負債の増加、債務超過
	長期未回収債権、大口取引先の倒産、貸倒れ
	長期滞留在庫、不良在庫の発生
	移転価格税制違反での摘発
	所得申告漏れ、脱税
コンプライアンスリスク	贈収賄、商業賄賂による行政罰・刑事罰
	従業員による不正・横領
	知的財産権の侵害、機密情報の漏洩
	法令法規への違反による行政罰
	契約違反に対する損害賠償請求
	反社会的勢力への加担による風評被害

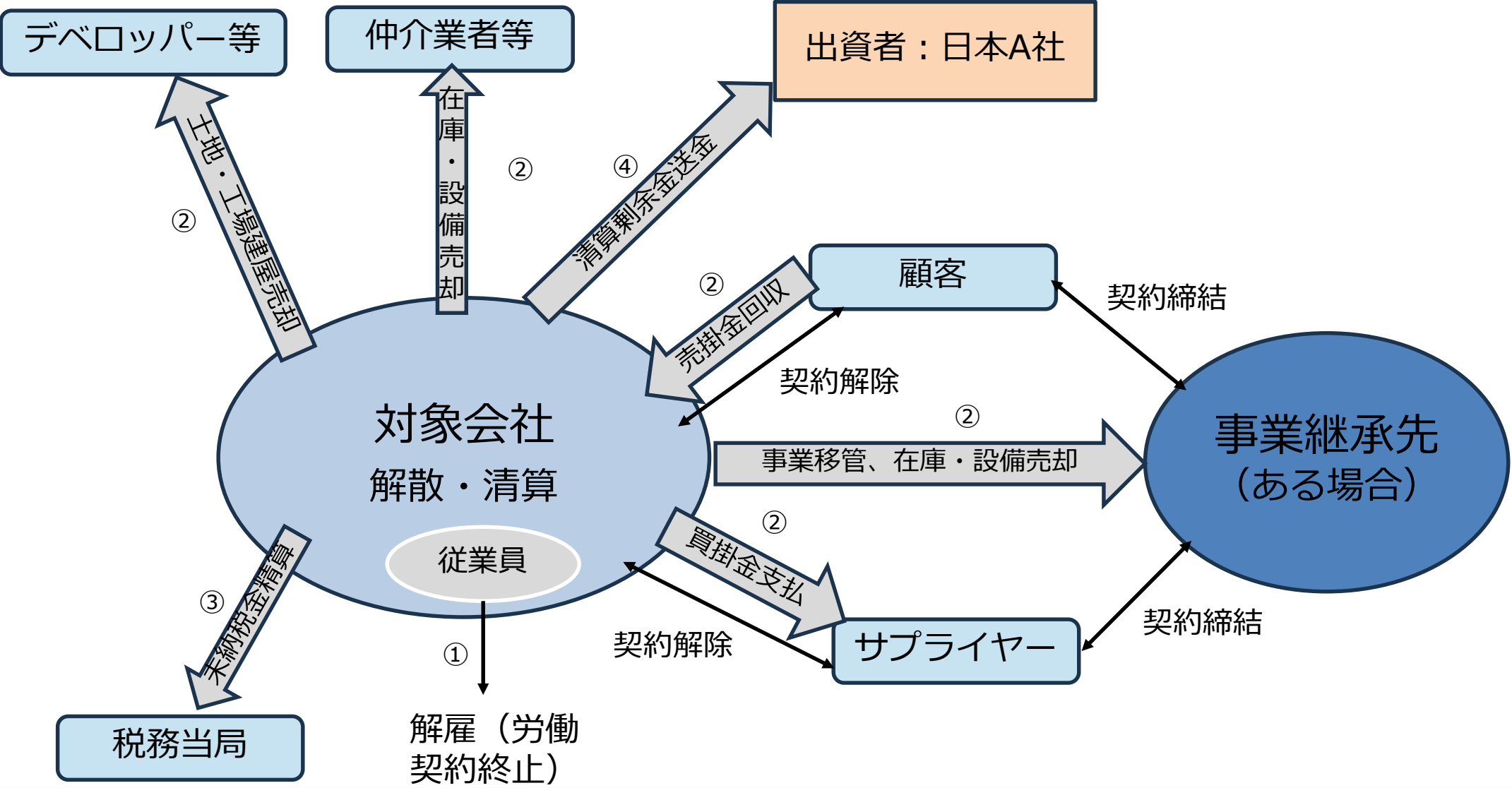
リスク分野	リスクの具体的内容（例）
サイバーセキュリティリスク	マルウェア攻撃によるデータ盗用
	ID・パスワードの不正入手による被害
	メールの誤送信、顧客データ紛失
オペレーショナルリスク	製品品質問題、製造物責任、リコール
	業務運用上のミス、サービス上の瑕疵
	人的ミスによるサプライチェーン混乱
	顧客クレーム
人事・労務リスク	残業代未払い、社会保険過少納付
	労災事故の発生
	過重労働、従業員のメンタル不調
	セクハラ、パワハラ
	解雇措置に対する異議申し立て
	人材流出

1-3. 中外合弁企業を経営する場合のリスク例

経営主導側	ケース	リスクの具体的内容（例）	リスク（トラブル）回避・軽減策
共通	撤退局面	如何なる合併解消・撤退条件にも中国側が同意せずデッドロック状態に陥る	●50:50の出資比率を避ける ●合併解消・合併撤退のトリガー事象を明確化する ●合併解消・合併撤退に同意しない出資方による相手方の持分買取り義務を規定する
日本側		会社清算時の資産処分損の出資比率応分負担に同意しない	●正常経営時に利益を出す ●会社清算時の手順・原則を明確化する
		会社清算時に中国側出資金額の清算配当を保証するよう要求する	
中国側		会社清算時に資金不足が生じ、出資利率以上の追加投資を要求する	●有限責任原則を明確化する ●合併解消・合併撤退のトリガー事象を明確化する
日本側	正常経営時	増資引受けに応じず、日本側単独増資による出資比率変更にも応じない	●増資時の手順・原則を明確化する ●デッドロック時の対応条項を明確化する
		日常経営に関わる重要事項に関し、中国側の同意が得られない	●株主会決議定数を明確化する ●50:50の出資比率を避ける
		日本側から合併会社への技術供与対価の支払いに中国側が同意しない	●互惠平等の合併会社経営原則を重視する ●合併会社の利益に資する技術供与を行う
		日本側からの出向社員の合併会社での給与負担に中国側が同意しない	●互惠平等の合併会社経営原則を重視する ●同工同酬の原則を堅持する
		中国側	合併会社経営状況に関する情報開示に中国側が応じない
合併会社の資本金が中国側により私的に流用され多額の損失が発生			

2-1. 中国現地法人の解散・清算時の諸手続き・要対応事項及び手順

①人員整理→②資産・負債整理→③税務精算→④清算剰余金送金



2-2. 中国現地法人の会社清算スケジュール



生産型企業の清算標準スケジュール

番号	項 目	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月	第13月	第14月	第15月	第16月	第17月	第18月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	事前準備：3ヶ月程度																					
1-1	人員整理関連：人員再配置方案の検討（労働債務分析、経済補償金計算等）と社内発表日（X-day）の検討等																					
1-2	会社清算関連：清算シミュレーション（資金と損益）、清算手続き書類（期限前解散時の株主決議等）の準備																					
1-3	土地・建屋売却関連：資産評価、資産売却関連税の試算																					
1-4	供給責任関連：代替供給元と供給責任期間の検討、売買契約の違約条項チェック等																					
2	会社清算実施段階：15ヶ月程度																					
2-1	清算組の設立・工商局への登記																					
2-2	社内発表～民主的協議～労働契約終止協議書締結																					
2-3	清算公告の新聞掲載（掲載日から45日経過必要）																					
2-4	公認会計士事務所による正常経営期間に対する会計監査																					
2-5	土地・建屋の売却：売却先探し、売買契約締結、関連税金納付、所有権名義の移転登記																					
2-6	その他資産・負債（債権・債務）の処理																					
2-7	公認会計士事務所による清算期間に対する会計・税務監査																					
2-8	清算会社の税務登記(国税・地方税)抹消申請																					
2-9	清算会社の税関登記抹消申請																					
2-10	株主への清算余剰金の送金、外貨登記抹消、銀行口座（一般決済口座）閉鎖																					
2-11	清算完了時の営業許可証抹消申請書類の作成及び署名捺印																					
2-12	清算会社の工商局での会社登記（営業許可証）抹消申請																					
2-13	社会保険口座の抹消																					
2-14	人民元基本口座の抹消																					

(※) 上記スケジュールでは顧客への供給責任期間（社内での会社清算発表後の顧客への製品供給継続期間）は考慮していない。

2-3. 中国現地法人清算時の全般リスク分析・リスクコントロール策

清算段階	リスクの具体的内容	リスクコントロール策
全体	追加資金投入（経済補償金支払い原資の不足）	必要経済補償金額の精査
	追加資金投入（最終資金収支マイナス）	最終資金収支の精査（シミュレーション）
	追加投入資金の日本側での税務否認	日本の税務署との交渉
事前準備		
X-DAY以降	労務リスク：後述参照	
供給責任期間		
資産処理	土地・建物売却先探しに時間を要する	地元開発区より紹介してもらう
	土地・建物売却条件交渉	地元相場（土地売却事例）調査
	土地・建物売却代金回収	エスクロー口座開設
	土地増値税課税	課税額の精査と資金収支シミュレーション
	生産設備売却先探しに時間を要する	複数業者を当てる
	売掛金回収に時間がかかる	方針決定（回収優先or時間優先）
	仕入先より長期買取保義務違反で訴えられる	仕入先との契約内容チェック
税務登記抹消	税金追徴	過去の納税不備内容を事前チェック
その他登記抹消	税務登記抹消に時間がかかる	手続き内容を事前に良く把握する
会社登記抹消	会社登記抹消に時間がかかる	手続き内容を事前に良く把握する
清算剰余金送金	清算剰余金送金に時間がかかる	手続き内容を事前に良く把握する

対象会社の2024年9月期BS

【広州現法】			
日本A社100%出資、2000年9月設立			
従業員100名、土地25ムー、工場建屋延床面積8,000m ²			
単位：千人民元			
借方		貸方	
流動資産	48,461	流動負債	43,292
現預金	15,155	買掛金	21,330
売掛金	16,088	短期借入金	20,000
その他未収金	231	その他流動負債	1,962
棚卸資産	16,224	固定負債	25,000
その他流動資産	763	長期借入金	25,000
非流動資産	30,274	所有者權益	10,443
委託貸付	5,000	資本金	50,000
固定資産（建屋）	7,590	資本準備金	0
固定資産（設備）	15,809	法定積立金	0
無形資産	1,875	未処分利益	(39,557)
資産計	78,735	負債・資本計	78,735

【背景】
会社設立以来、自動車用内装部品を日系カーメーカー等向けに製造・販売して来たが、設立当初の設備投資の失敗（設備廃棄）や中国系カーメーカー向け向け売掛債権の貸し倒れ発生により、多額の累積損失を抱えている。
加えて、近年の自動車市場の急速なEV化により、EV対応の遅れによりシェアを落としている日系カーメーカーからの受注が激減していることから、株主である日本A社は、同製品の製造・販売を天津の現地法人（同じく日本A社の100%出資）に一本化して、広州現法を清算することについて検討を開始し、先ず会社を清算した場合の資金収支と損益シミュレーションを行った。

2-5. 中国現地法人の会社清算シミュレーション：資産処分損益



【資産処分損益】

単位：千人民元

借方項目	清算前	回収率 掛け目	回収額 売却額	資産処分 損益	貸方項目	清算前
流動資産	48,461	---	41,511	(6,950)	流動負債	43,292
現預金	15,155	100%	15,155	0	買掛金	21,330
売掛金	16,088	90%	14,479	(1,609)	短期借入金	20,000
その他未収金	231	60%	139	(92)	その他流動負債	1,962
棚卸資産	16,224	70%	11,357	(4,867)	固定負債	25,000
その他流動資産	763	50%	382	(382)	長期借入金	25,000
固定資産	30,274	---	35,566	5,292	所有者権益	10,443
委託貸付	5,000	100%	5,000	0	資本金	50,000
固定資産（建屋）	7,590	158%	12,000	4,410	資本準備金	0
固定資産（設備）	15,809	70%	11,066	(4,743)	法定積立金	0
無形資産	1,875	400%	7,500	5,625	未処分利益	(39,557)
資産計	78,735	---	77,077	(1,658)	負債・資本計	78,735

- 建屋 = 再調達価格（2,500元/㎡とした）× 成新率（0.6とした）
- 設備 = 再調達価格 × 成新率（今回は一律簿価の7掛けとした）
- 土地 = 周辺地域の売買事例や最低公示価格を参考に総合的に判断（今回は30万元/ムーとした）

2-6. 中国現地法人の会社清算シミュレーション：資金収支と損益



【資産処分に関わる資金収支】

単位：千人民元

清算期間中の資金収支		金額
期首現預金残高		15,155
債権回収		14,618
棚卸資産売却		11,357
固定資産売却		30,566
その他収入		5,382
資金回収額計		61,922
現有負債返済		68,292
清算人員労務費		540
経済補償金		12,000
資産売却関連税		1,955
会計監査費用		100
その他清算費用		200
企業所得税		0
資金支出額計		83,087
(うち、清算費用)		(14,795)
期末現預金残高		(6,010)

【清算期間中の損益】

単位：千人民元

項目	金額
(1) 資産処分関連損益	(1,658)
売掛金回収損益	(1,609)
未収金回収損益	(92)
在庫売却損益	(4,867)
固定資産売却損益	5,292
その他資産処分損益	(382)
(2) 清算費用	14,795
清算人員労務費	540
経済補償金	12,000
資産売却関連税	1,955
会計監査費用	100
その他清算費用	200
(3) 清算期間損益合計	(16,453)
(4) 企業所得税	0
(5) 清算期間最終損益	(16,453)

【清算完了後のB/S】

単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	(6,010)	流動負債	0
現預金	(6,010)	買掛金	0
売掛金	0	短期借入金	0
その他未収金	0	その他流動負債	0
棚卸資産	0	固定負債	0
その他流動資産	0	長期借入金	0
固定資産	0	所有者權益	(6,010)
工場建屋	0	資本金	50,000
土地使用権	0	資本準備金	0
生産設備	0	法定積立金	0
その他固定資産	0	未処分利益	(56,010)
資産計	(6,010)	負債・資本計	(6,010)

【前提】

- 清算人員労務費：10,000元/月×150%（社保等）×3名×12ヶ月
- 経済補償金：従業員100名、平均給与1万元、平均勤続年数10年、N+2
- 資産売却関連税計1,955千元の算出根拠は後述。
- 企業所得税額の算出において、上記損失と費用は全て損金算入可能とする。

最終資金収支がマイナスでは清算終了できない！

→増資（但し、清算決議を取り消して正常経営状態に戻す必要有り）または親子ローン（要外債枠の空き枠）＋債権放棄による清算の為の追加資金投入が必要。

【土地・建物売却時の課税項目】

項目	課税対象、課税率	納税者 負担者
増値税	土地・建物売却益（売却額－取得原価）に対し5%	売側
付加税	増値税納税額の12%～13%（地方により異なる）	売側
土地増値税	土地・建物売却益の増値幅により30%～60%の累進課税	売側
印紙税	土地・建物譲渡契約金額に対し0.05%	双方
契税（不動産税）	土地・建物譲渡総額に対し3%（上海市の場合）	買側

「土地増値税」課税形態の詳細

1. 土地増値税納税額＝増値額×税率－速算控除額

2. 増値額＝土地・建物売却価格（税抜）または土地・建物評価価格のいずれか高い方－譲渡原価相当額（＝控除可能額）

3. 控除可能額（控除可能項目）

①土地使用权取得原価（税込）

②既存の建物及び建築物の評価額または当初の取得原価

③不動産譲渡関連税金

4. 増値幅により税率特定：増値幅＝増値額÷譲渡原価相当額
- | 増値幅 | 課税率 | 速算控除額 |
|-------------|-----|----------|
| 50%未満の部分 | 30% | 0 |
| 50%超100%未満 | 40% | 譲渡原価の5% |
| 100%超200%未満 | 50% | 譲渡原価の15% |
| 200%超の部分 | 60% | 譲渡原価の35% |

2-8. 土地・建物売却時の課税計算例



【前提条件】 土地取得価格：3,750,000.00元、土地評価額：7,500,000.00元、建物評価額：12,000,000.00元

【土地増値税】 単位：RMB

土地・建物評価額合計 (A)	19,500,000.00
控除可能項目 (額) (B)	15,954,250.00
土地取得原価	3,750,000.00
建物評価価値	12,000,000.00
増値税付加税	94,500.00
印紙税	9,750.00
資産評価費用	100,000.00
土地・建物増値額 (C) =A-B	3,545,750.00
増値率(D) = C/B	22%
土地増値税額 = C*30%	1,063,725.00

【契稅（不動産稅）】 単位：RMB

税種	評価額	税率	納税額
土地譲渡部分	7,500,000.00	3%	225,000.00
建物譲渡部分	12,000,000.00	3%	360,000.00
合計			585,000.00

【印紙税】 単位：RMB

税種	評価額	税率	納税額
土地譲渡部分	7,500,000.00	0.05%	3,750.00
建物譲渡部分	12,000,000.00	0.05%	6,000.00
合計			9,750.00

【増値税及び付加税】 単位：RMB

税種	評価額	税率	納税額
増値税 土地譲渡部分	7,500,000.00	取得原価との 差額に対し5%	187,500.00
増値税 建物譲渡部分	12,000,000.00	評価額に 対し5%	600,000.00
合計			787,500.00
増値税付加税	---	増値税納税額 に対し12%	94,500.00

土地・建物の評価額 = 譲渡額とする

【要納税額（まとめ）】 単位：RMB

	税種	納税額	支払・負担側
1.	土地増値税	1,063,725.00	売側
2.	増値税	787,500.00	売側
3.	増値税付加税	94,500.00	売側
4.	契稅（不動産稅）	585,000.00	買側
5.	印紙税	9,750.00	双方
	合計	1,955,475.00	売側
	合計	594,750.00	買側

2-9. 中国現地法人清算時の労務リスク分析・リスクコントロール策



清算段階	労務関連リスクの具体的内容	リスクコントロール策	
事前準備	会社撤退情報の漏洩によるストライキ等	情報統制（日本本社を含む）	中国人幹部への情報開示タイミング
X-DAY (社内公示) 以降	従業員が違法解雇を主張して労働仲裁を申し立て	合法・合理的人員再配置案の策定	従業員全員との協議書締結
	従業員からの社会保険、住宅積立金過少納付指摘	事前の正確なリスク把握	適切な「+a」予算設定
	従業員からの残業代計算齟齬の指摘	事前の正確なリスク把握	適切な「+a」予算設定
	従業員からの有給休暇買取り要求	事前の正確なリスク把握	適切な「+a」予算設定
	一部従業員の社内扇動による混乱	交渉期限設定（短期決戦）	毅然とした態度での交渉
	従業員側からのN「+a」過大要求	交渉期限設定（短期決戦）	毅然とした態度での交渉
	一部従業員による暴力・破壊行為（通常無い）	地元公安への事前待機要請	地元労働局への仲介要請
	三期女子社員、労災社員、長期病欠社員の扱い	事前の正確な状況把握	個別交渉による解決
	レピュテーションリスク（通常無い）	交渉期限設定（短期決戦）	毅然とした態度での交渉
供給責任期間	ワーカーが協力してくれないリスク	期間限定（2～3ヶ月）、代替生産手段の検討、在庫作り貯め、「+a」の支給タイミング、当社主導での早期手じまい、販売先との契約内容チェック	
	モチベーション低下による品質影響		
	更なる「+a」を要求してのストライキ等		
	販売先からの損害賠償請求（通常無い）		
	納品先都合による期間延長		

※会社清算に伴う従業員解雇は、後述の通り、労働契約「終止」に当たり、会社側からの一方的通知によっても合法的に成立するが、供給責任のことを考慮し、社会保険の過少納付等の会社不備に対し適切に対処し、円満解雇を目指すことが重要。

『労働契約法』第36条～第41条、第44条 労働契約の解除と終止

労働契約の扱い	『労働契約法』上の解除または終止要件		経済補償金(第46条)	会社の法的リスク
終止(第44条)	◆契約期限満了・不継続(会社意思) ◆破産、◆閉鎖命令・営業許可抹消・期限前解散		要	無し
	◆契約期限満了・不継続(従業員意思)、 ◆年金受給開始、◆本人死亡		不要	
解除(第36条～第41条)	(第36条) 協議一致解除	従業員申し出	不要	
		会社申し出	要	
	(第37条) 労働者からの30日前通知による契約解除		不要	
	(第38条) 労働者による即時契約解除(会社の契約不履行)		要	有り(*1)
	(第39条) 会社による即時契約解除(懲戒解雇)		不要	
	(第40条) 会社による予告付き契約解除(病気、業務不適任、客観情勢重大変化)、(第41条) リストラ		要	

(*1) 『労働契約法』第87条 (賠償金)

雇用単位が本法規定に違反して労働契約を解除又は終止した場合、本法第47条に規定する経済補償基準の2倍の金額を労働者に賠償金として支給しなければならない。

『労働契約法』第46条～第48条 労働契約の解除・終止時の経済補償金支給と計算基準

労働契約の扱い	解除・終止の理由	補償年限	計算基数	上限
(第44条) 終止	期限満了（会社意思での契約不継続）	①	③	④
	破産、閉鎖命令、解散	②		
会社による解除	（第36条）協議一致、（第40条）業務不適任、病気・怪我(*1)、客観情勢重大変化、（第41条）人員削減			

① 2008年1月1日以降の会社勤続年数

② 会社勤続年数

③ 勤続満1年毎に1ヶ月分の給与。6ヶ月以上1年未満の場合は1年、6ヶ月未満の場合は半月分として計算。(*2)
ここでいう給与とは労働契約解除又は終止前の12ヶ月の平均給与（残業代、賞与等を含む総支給額の月額平均）。

④ 給与が地元社会平均月収の3倍額を超える場合、2008年1月1日以降の勤続年数分については、地元社会平均月収の3倍額を計算基数とし且つ補償年限は12年が上限。3倍額を超えない場合、計算基数も補償年限も上限無し。(*3)

(*1)病気、怪我の場合、最低6ヶ月分の医療補助費を別途要支給。

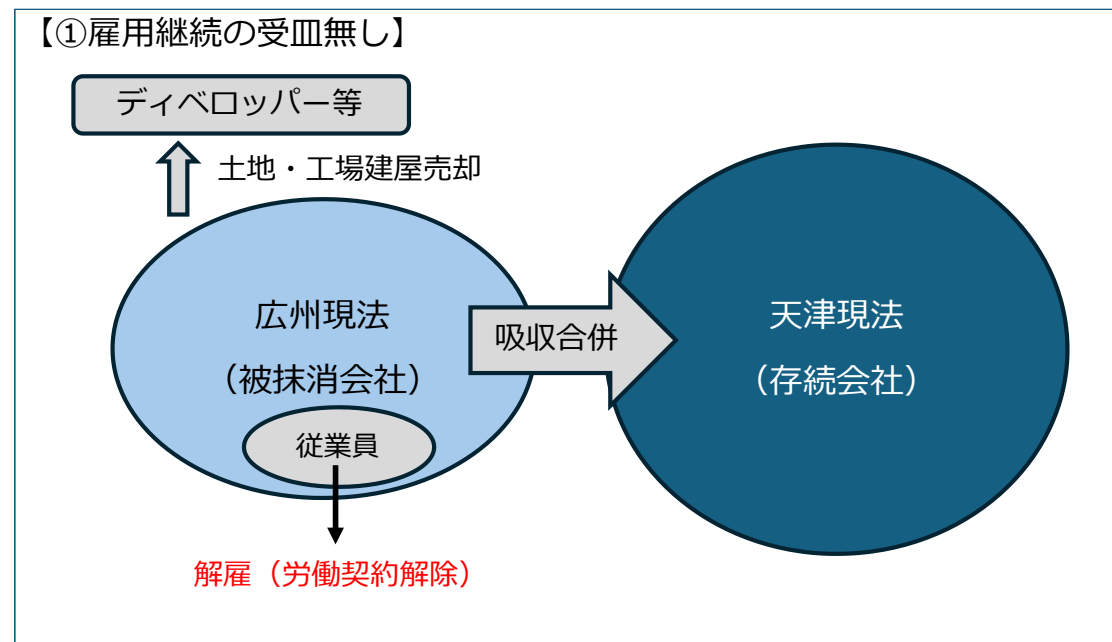
(*2)地方規定によっては、2007年以前の勤続年数は6ヶ月未満も1年で計算。

(*3)第97条「本法施行日に存続する労働契約が本法施行後に解除又は終止し、本法第四十六条の規定に基づき経済補償を支給しなければならない場合、経済補償年数は本法施行日より起算する。本法施行前に当時の関連規定に基づき、雇用単位が労働者に経済補償を支給しなければならない場合、当時の関連規定により執行する。」

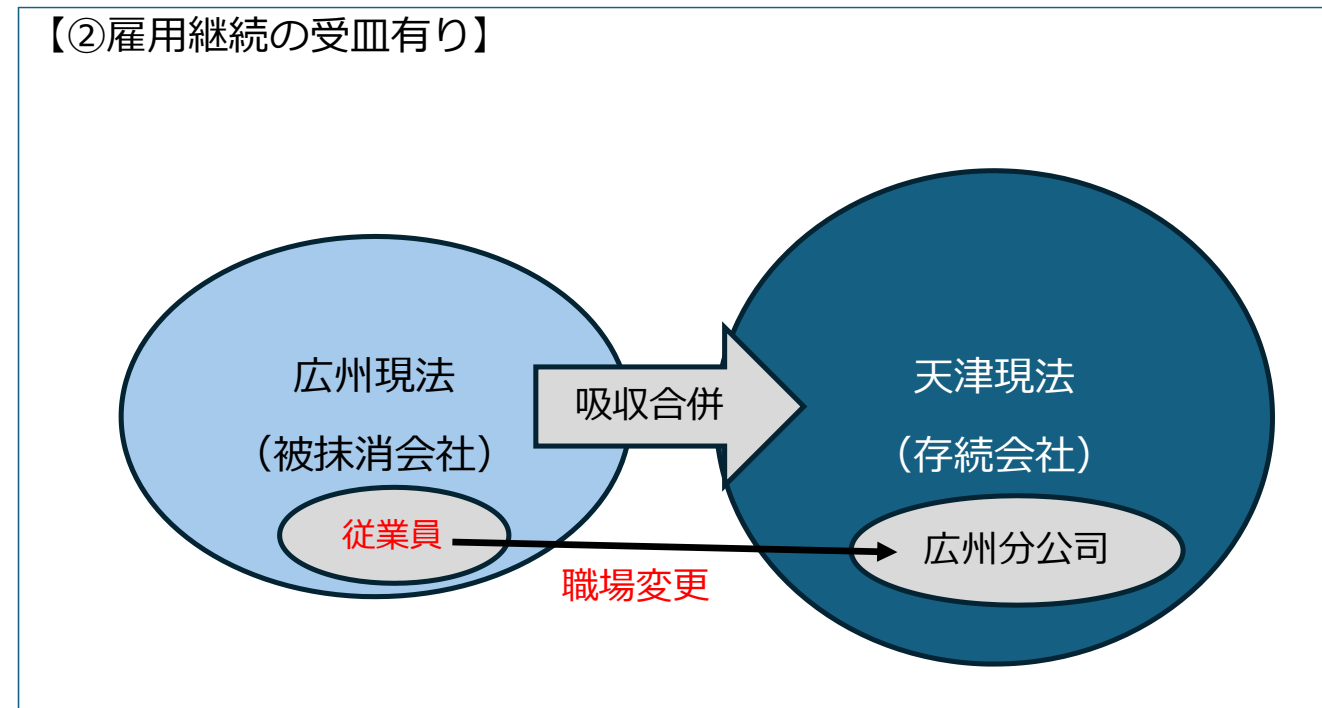
3-1. 中国現地法人の吸収合併：吸収合併イメージ

前出（2-4）の日本A社は、製造業務移管先である天津現法が広州現法を吸収合併する場合についても、以下2つのパターンを検証した。

- ① 被抹消会社（広州現法）の従業員の雇用継続の為の受皿を残さない場合 ⇒ 広州に天津現法の分公司（生産型分公司）を設立しない場合
- ② 被抹消会社（広州現法）の従業員の雇用継続の為の受皿を残す場合 ⇒ 広州に天津現法の分公司（生産型分公司）を設立する場合



吸収合併により、資産・負債、権利・義務関係は存続会社に承継。



華鐘諮詢

[illegible]

Copyright © 2024 HuaZhong Consulting Gr All Rights Reserved. 19

3-3. 中国現地法人の吸収合併スケジュール②



吸収合併の吸収合併標準スケジュール（被抹消会社従業員の雇用継続の為の受皿を残す場合＝広州工場を分公司として残す場合）

番号	項 目	1ヶ月目			2ヶ月目			3ヶ月目			3ヶ月目			4ヶ月目			5ヶ月目			6ヶ月目			7ヶ月目			8ヶ月目			9ヶ月目			10ヶ月目			11ヶ月目			12ヶ月目			13ヶ月目			14ヶ月目		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
一	天津現法の広州分公司（生産型分公司）設立																																													
1	広州現法との工場賃貸借契約締結																																													
2	分公司の設立登記～営業許可証取得																																													
3	環境影響評価、安全評価、職業病危害要素評価																																													
4	銀行口座開設、後続登記（税務登記、税関登記等）																																													
二	土地・建屋名義変更（広州→天津）																																													
三	吸収合併手続き																																													
1	吸収合併に関する株主決議・董事会決議・吸収合併協議書などの申請書類作成																																													
2	存続会社と抹消会社の吸収合併申請書類の株主、董事及び法定代表者の署名及び社印捺印																																													
3	存続会社と抹消会社が新聞公告を掲載																																													
4	存続会社及び抹消会社が債権者への書面通知																																													
5	存続会社と抹消会社の帳簿合併(新聞公告45日後以降に実施)																																													
6	抹消会社の税務（国税・地税)登記抹消申請																																													
7	抹消会社の税関登記抹消申請																																													
8	抹消会社の外貨登記抹消申請																																													
9	抹消会社の工商登記抹消申請（営業許可証抹消証明取得）																																													
10	抹消会社の各登記抹消(銀行口座抹消等)																																													
11	存続会社の工商局での変更登記（新営業許可証取得）																																													
12	存続会社の外商投資信息報告システムにての変更備案手続																																													
13	存続会社の税務、税関、外貨などの各種証書の登記変更手続き																																													

3-4. 中国現地法人の各再編手法の特徴比較



		広州現法清算	吸収合併① (広州工場を残さない)	吸収合併② (広州工場を残す)
行政手続き		深圳現法の会社清算	吸収合併（広州→天津）	● 吸収合併（広州→天津） ● 広州での分工場設立
広州現法の従業員処置		労働契約終止	● 法律上は解雇不能 ● 実務上は「客観情勢重大変化」、または協議一致での労働契約解除	● 天津現法が労働契約上の雇用義務を承継 ● 形式的には広州分工場名での労働契約に変更
広州供給責任		ワーカーの残留期間、広州への生産移管方法等を要検討		検討不要
広州資産処分	土地・建屋	地元政府傘下の不動産ディベロッパー等に売却処分		処分不要
	生産設備	天津現法または第三者向けに売却処分		処分不要
	売掛金・在庫	売掛金を回収し在庫を売却	処分不要（天津現法に承継）	
	その他資産	委託貸付回収を含め要処分	処分不要（天津現法に承継）	
土地増値税		土地・建屋の売却益（評価益）に対し課税		非課税
再編税制		一般性税務処理	特殊性税務処理の適用可能	

3-5. 中国現地法人の各再編手法のリスク評価



	広州現法清算	吸収合併① (広州工場を残さない)	吸収合併② (広州工場を残す)
行政手続き	クロージングに1.5年程度の時間を要するが実行は可能	広州と天津の両行政区に跨る手続きとなり、クロージングに2年程度の時間を要するが実行は可能	広州での分工場（生産型分公司）設立に地元政府が同意しない可能性有、その他は同左
広州現法の従業員解雇	解雇の法律根拠が明確な為、低リスク且つ経済補償金支出も会社側で予算内にコントロールが可能	法的瑕疵が生じないようリスク低減可能ながら、経済補償金+a次第では予算額が想定以上に膨らむ可能性有り	リストラを行わない限り、解雇（経済補償金支出）は発生しない
広州供給責任	供給責任対応（対策の事前検討）が必要		検討不要
広州資産処分	土地・建物、生産設備等の資産処分は①②共通		資産処分不要
広州税務事項	● 土地増値税他を要納付 ● 資本金と清算剰余金との差額に対し10%源泉税課税	● 土地増値税他を要納付 ● 特殊性税務処理が適用されれば源泉税は納付不要	● 土地増値税他は納付不要 ● 特殊性税務処理が適用されれば源泉税は納付不要
広州資金面	● 会社清算の為の追加資金投入が必要となる ● A社は土地建物売却益を清算剰余金として回収可能	追加資金投入は発生しないが、土地建物の売却益をA社が回収する為には天津現法の減資が必要	追加資金投入は発生せず、土地建物の売却益も発生しない

1. 会社清算時のような追加資金の投入は必要とならない。
2. 労務面での供給責任対応及び労務面以外での土地・建物処理・税務登記抹消等の手続き面でのリスク度合いとコントロール策は会社清算の場合と同じ。
3. 労務面での従業員処置については、会社清算とは解雇の法律根拠が全く異なるので、一定のリスク（不当解雇として異議申し立てを受けるリスク）があり、リスクコントロールの為には、以下の4点（日本でいう「整理解雇4原則」）に注意して人員整理方案を組み立てることが重要。
 - ① 人員整理の必要性
 - ② 解雇回避努力義務の履行
 - ③ 被解雇者選定の合理性
 - ④ 解雇手続きの妥当性

『労働契約法』第34条：雇用単位に合併又は分社等の状況が発生した場合、元の労働契約は継続して有効であり、労働契約はその権利義務を承継する雇用単位にて継続して履行される。

- 吸収合併パターン②の場合には、労働契約名義を形式的に広州分公司との契約に切り替えるのみなので問題無し。
- 吸収合併パターン①の場合には人員整理が必要となる。会社都合での労働契約「解除」となり、契約解除の法律根拠は、『労働契約法』第36条（協議一致による契約解除）または以下『労働契約法』第40条。

『労働契約法』第40条 会社による予告付き契約解除

以下の状況のいずれかにある場合、雇用単位は30日前までに書面形式にて労働者本人に通知するか又は労働者に1ヶ月分の給与を割増して支給した後に労働契約を解除する事ができる。

- (一)労働者が疾病又は非労災による負傷の場合であって、規定の医療期間満了後も元の業務に従事する事ができず、雇用単位が別途手配した業務にも従事出来ない場合
- (二)労働者が業務に不適任であり、研修実施後又は職場調整後も依然として業務に適さない場合
- (三)労働契約締結時に根拠とした客観的状況に重大な変化が生じて労働契約が履行できず、雇用単位と労働者の協議を経ても労働契約内容の変更に協議合意に達しない場合

(1) 『労働契約法』第40条を根拠とする労働契約「解除」時のリスク分析

- a) 経済補償金の支給基準は期限前解散に伴う労働契約「終止」の場合と同様。
- b) 会社都合での一方的な労働契約「解除」となる為、労働契約「終止」の場合と比べ、違法な労働契約「解除」として従業員が異議を唱えるリスク大。労働仲裁等で違法解除と判定された場合には、2Nの賠償金支払いが必要となる。
- c) その他のリスクは基本的に労働契約「終止」の場合（2-9参照）と同様。

(2) 『労働契約法』第40条を根拠とする労働契約「解除」時のリスクコントロール策

- a) 対象者全員との協議一致による労働契約「解除」を前提とする。協議一致による契約「解除」に同意する場合の優遇（経済補償金+a）を設定する。
- b) 『労働契約法』第40条第三項を根拠とする労働契約「解除」が合法的に成立するよう人員整理方案を組み立てる。

- ① 人員整理の必要性 ▶ 雇用継続の受皿（広州工場）が無くなるという「客観情勢重大変化」
- ② 解雇回避努力義務の履行 ▶ 天津現法への異動の選択肢を用意する。
- ③ 被解雇者選定の合理性 ▶ 広州現法の従業員全員が対象なので、この点は問題無し。
- ④ 解雇手続きの妥当性 ▶ 事前告知と労働契約変更（天津現法への異動）についての協議。

『労働契約法』第42条 労働契約解除不可の状況

労働者が以下の状況のいずれかにある場合、雇用単位は本法第四十条、第四十一条の規定に基づき労働契約を解除する事はできない。

- (一)職業病危害作業に従事する労働者が離職前職業健康検査を実施していないか又は職業病の疑いのある患者の診断中又は医学観察期間中にある場合
- (二)当該単位にて職業病罹患、又は労災により負傷して、且つ労働能力喪失又は一部喪失が確認された場合
- (三)罹病又は非労災負傷の場合であって、規定医療期間にある場合
- (四)女性従業員が妊娠期間、出産期間、授乳期間にある場合
- (五)当該単位の連続勤務年数が満15年であり、且つ法定定年退職年齢まで5年未満である場合
- (六)法律、行政法規が規定するその他の状況

『労働契約法』第45条 労働契約期限が延期される状況

労働契約期間満了であって本法第四十二条に規定する状況の一つに当たる場合、労働契約は相応する状況が消滅する時点まで延長されて終止しなければならない。但し、本法第四十二条第(二)号に規定された労働能力を喪失又は一部喪失した労働者の労働契約の終止は、国家の労災保険の関連規定に基づき実施される。

1. 有力中国パートナーの販路活用
 - ① 中国パートナーに販売代理店として機能してもらう。
 - ② 中国パートナーと新J/Vを設立し製品開発を行う（日方は技術提供、中方は営業を担当）。
 - ③ 中国パートナーに日本側の全出資持分を譲渡するが、派遣駐在員と中国人スタッフは現状のまま残し、会社を存続させる（日本側のサービスノウハウを活用、中国パートナーが中国企業向けの業務を斡旋）。
2. 中国人総経理（或いは、従業員個人が出資設立した従業員持株会社）に日本出資者の全出資持分を備忘価格で譲渡する。今後一定期間の業務は日本側より発注する。
3. 製造行程の一部を外注し、当該製造行程の関連人員を削減する。
4. 複数ある生產品のうち、不採算製品の生産を止め、当該製品製造の関連人員を削減する。
→次頁事例参照。
5. 上記3または4により会社規模を縮小、自社工場（土地・建物）と一部生産設備を売却、レンタル工場へ移転し、固定資産の減価償却費を圧縮する。

＜対象企業＞ 浙江省内の化学品メーカー、従業員数150名

□ リストラ実施の背景

- 現在の製品3（A～C）セグメント中、採算の悪化しているCセグメントの製品生産から撤退予定。Cセグメントの製品生産に従事する従業員は約50名、ノウハウが異なる為、AまたはBセグメントへの起用は困難。

□ 人員整理案（骨子）

- ① 解雇対象以外（ABセグメント及び管理系・営業系の従業員）に「継続勤務奨励金」の名目で一時金支給。
- ② 解雇同意：N（法定）+aの経済補償金支給（『労働契約法』第36条の協議一致労働契約「解除」）。
- ③ 配置転換：「継続勤務奨励金」支給。異動先部門の給与水準と本人スキルに合わせ現行給与を調整。
- ④ 上記②③に不同意：『労働契約法』第40条第三項「客観情勢重大変化」を根拠として労働契約を「解除」し、N（法定）の経済補償金支給。

□ “整理解雇の4要件”との整合性

- ① 人員整理の必要性 ▶ Cセグメント業務が無くなるという「客観情勢重大変化」
- ② 解雇回避努力義務の履行 ▶ 社内他部門への異動の選択肢を用意する。
- ③ 被解雇者選定の合理性 ▶ Cセグメントの従業員全員。
- ④ 解雇手続きの妥当性 ▶ 事前告知と労働契約変更（社内異動）についての協議。

- その他：独自解釈により、部門廃止や某製品製造からの撤退を「客観情勢重大変化」として認めない地域もあるので、地元労働部門の意見を事前に要確認。

『労働契約法』第41条 リストラ

以下の状況のいずれかにあり、20人以上の人員を削減するか又は20人未満であるが企業従業員総数の10%以上を削減する必要がある場合、雇用単位は30日前までに労働組合又は全従業員に対して状況を説明し、労働組合又は従業員の意見を聴取した後、人員削減案を労働行政部門に届け出て、人員を削減する事ができる。

- (一) 企業破産法の規定に基づき再編される場合
- (二) 生産経営に深刻な困難が発生した場合
- (三) 企業の業種転換、重大な技術革新又は経営方式の調整により、労働契約変更後も依然として人員削減が必要な場合
- (四) その他の労働契約締結時に根拠とされた客観的経済状況に重大な変化が生じ、労働契約が履行できない場合

人員削減時において、以下の労働者の雇用を優先的に継続しなければならない。

- (一) 当該単位と比較的長期の期限付労働契約を締結している者
- (二) 当該単位と無期限労働契約を締結している者
- (三) 家庭内でその他に就業者がおらず、扶養家族に老人又は未成年者がいる者

雇用単位は本条第一項の規定に照らして人員を削減し、6ヶ月以内に人員を再募集雇用する場合、被削減人員に通知して、同等条件で優先的に被削減人員を募集雇用しなければならない。

6-1. 中国現地法人におけるその他のリストラ事例(1)

＜対象企業＞ 上海市内所在の食品販売会社、従業員数8名

□ リストラ実施の背景

- 労務費削減の為、4名の従業員（うち2名は青島分公司勤務）を解雇したい（難易度★★★）。

□ 人員整理案（骨子）

- ① 青島分公司従業員（青島分公司と労働契約締結）については、分公司閉鎖を会社清算とみなして、『労働契約法』第44条を根拠に労働契約終止。
- ② 上海本社の2名のうち1名は定年退職まであと1年の女性幹部（勤続20年）。N+1～2で個別協議。
- ③ 上海本社の残り1名（勤続15年）は営業成績、勤務態度いずれも不芳ながら、個別協議に応じるような性格ではない為、担当業務分野（非日系外資向け営業）からの撤退の会社決定を「客観情勢重大変化」として、『労働契約法』第40条第三項を根拠に労働契約解除。協議一致解除に応じる場合には経済補償金優遇、日系向け営業への配置転換案（但し、日本語ができないので給与は減額）も併せ提示。

□ 人員整理の結果

- ① 青島分公司従業員については、2名ともN+2で労働契約解除協議書に署名。
- ② 女性幹部についても、N+2で労働契約解除協議書に署名。
- ③ 残り1名については、N+2での協議一致解除を提案したが、2Nを主張して応じなかった為、「客観情勢重大変化」理由により1Nで労働契約を（一方的に）解除した。後日、不当解雇（2N）を主張して労働仲裁が起こされたが、労働仲裁挺は会社側対応を支持。恐らく、引き続き民事訴訟を申し立てると思われるが、現在様子見状態。

6-2. 中国現地法人におけるその他のリストラ事例(2)

- (1) 労務費削減の為、120名いる従業員の中から会社が指名する管理職15名を解雇したい（難易度★★★★★）
- (2) 間接部門スリム化の為、間接部門（従業員数50名）にて希望退職を募りたい（難易度★★）
- (3) 同(2)の会社にて、間接部門従業員数の中から会社が指名する12名を解雇したい（難易度★★★★★）

<対応ポイント等>

- (2)の希望退職は難易度高くない一方、効果（会社が目論む人数を削減できるかどうか）が不確定。
- (1)及び(3)の指名解雇においては、協議一致による労働契約解除（『労働契約法』第36条を根拠とする労働契約解除）に依るしかない。他の法的根拠では、「被解雇者選定の合理性」を確保できない為、一方的に労働契約を解除して労働争議になった場合、会社側が敗訴するのは必至。
- (1)及び(3)の指名解雇においては、解雇対象者ひとりひとりの個別交渉が基本になるが、合意解除に誘導する為に考えられる手段としては以下の通り。主体的な2N提示は絶対不可。
 - ① 継続雇用の条件として、会社裁量で管理職任命を解く（管理職手当分を減給する）。
 - ▶ 本人の面子を考え、会社提案に応じる可能性がある。
 - ② 継続雇用の条件として配置転換を行う（但し、合理的な配置転換であることが前提、且つ減給不可）。
 - ▶ 配置転換先部署での自分の存在感発揮可否、会社評価を考え会社提案に応じる可能性がある。
 - ③ 個別条件交渉がまとまらなかった場合、一旦白紙に戻して暫く時間を置く。
 - ▶ 一度は条件折り合わなかったとしても、経済補償金（一時金）の魅力で考えを変える可能性がある。

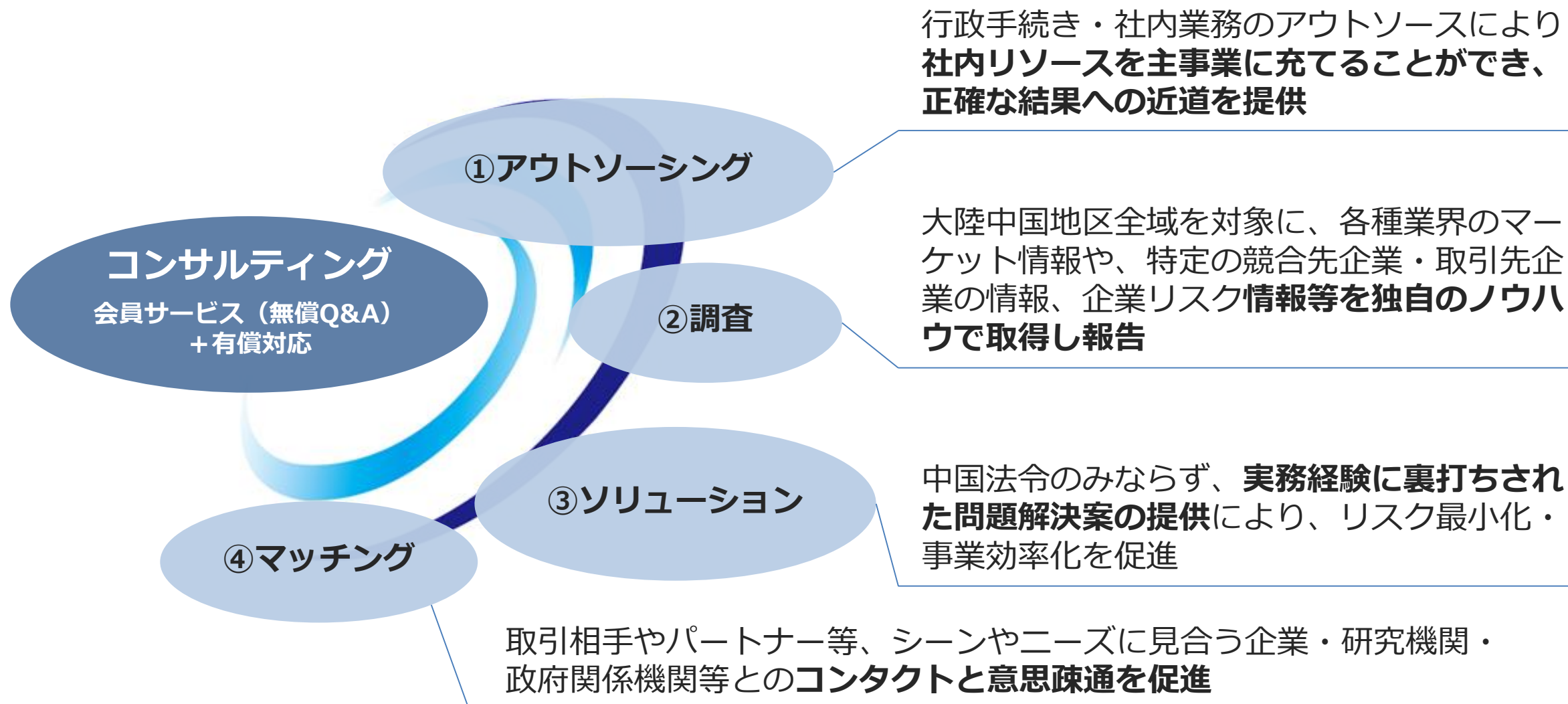
総合コンサルティング

多分野のコンサルタント在籍

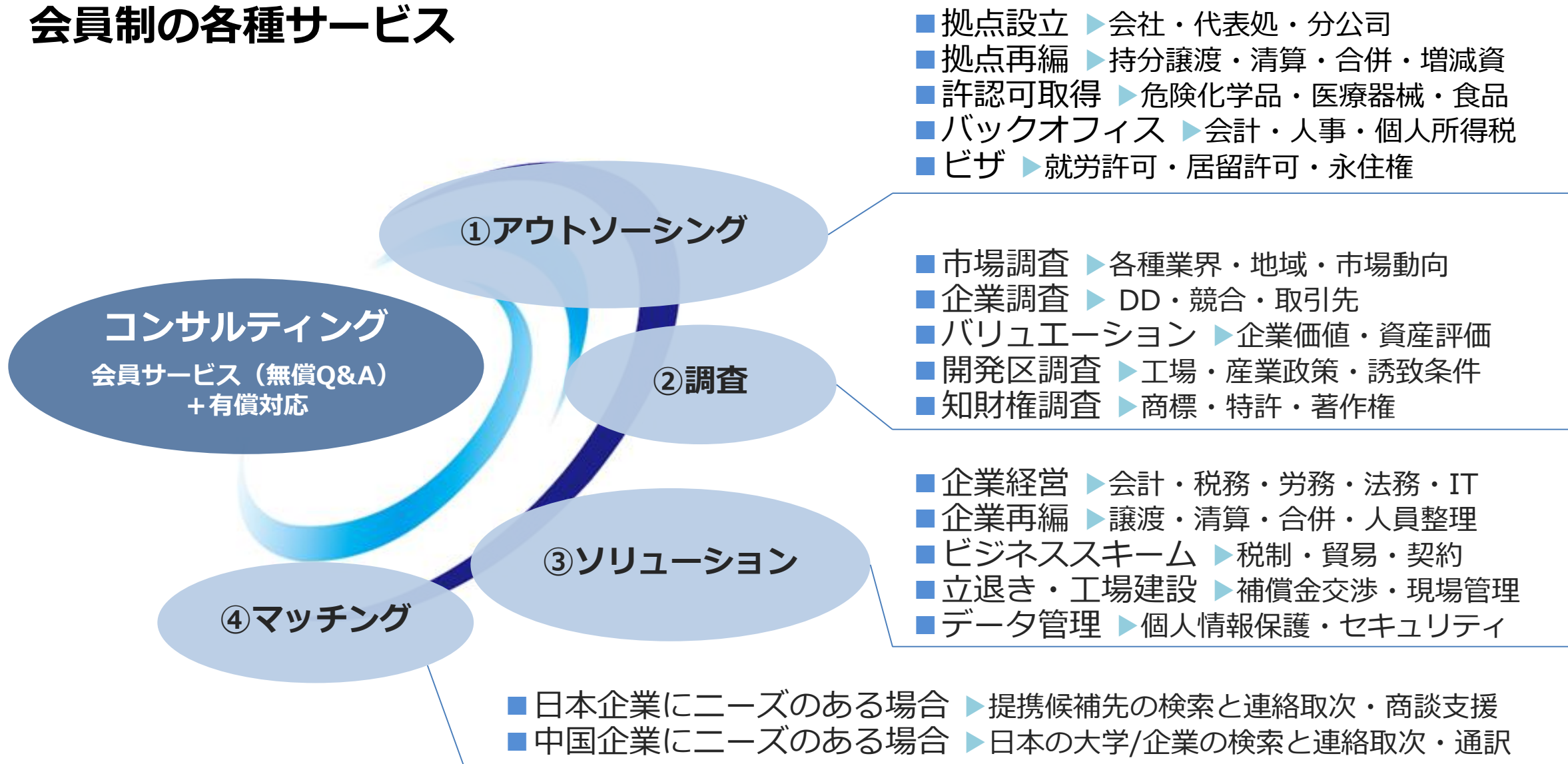
ー中国ビジネスにおけるあらゆる課題にワンストップで総合的にご対応可能な体制です。



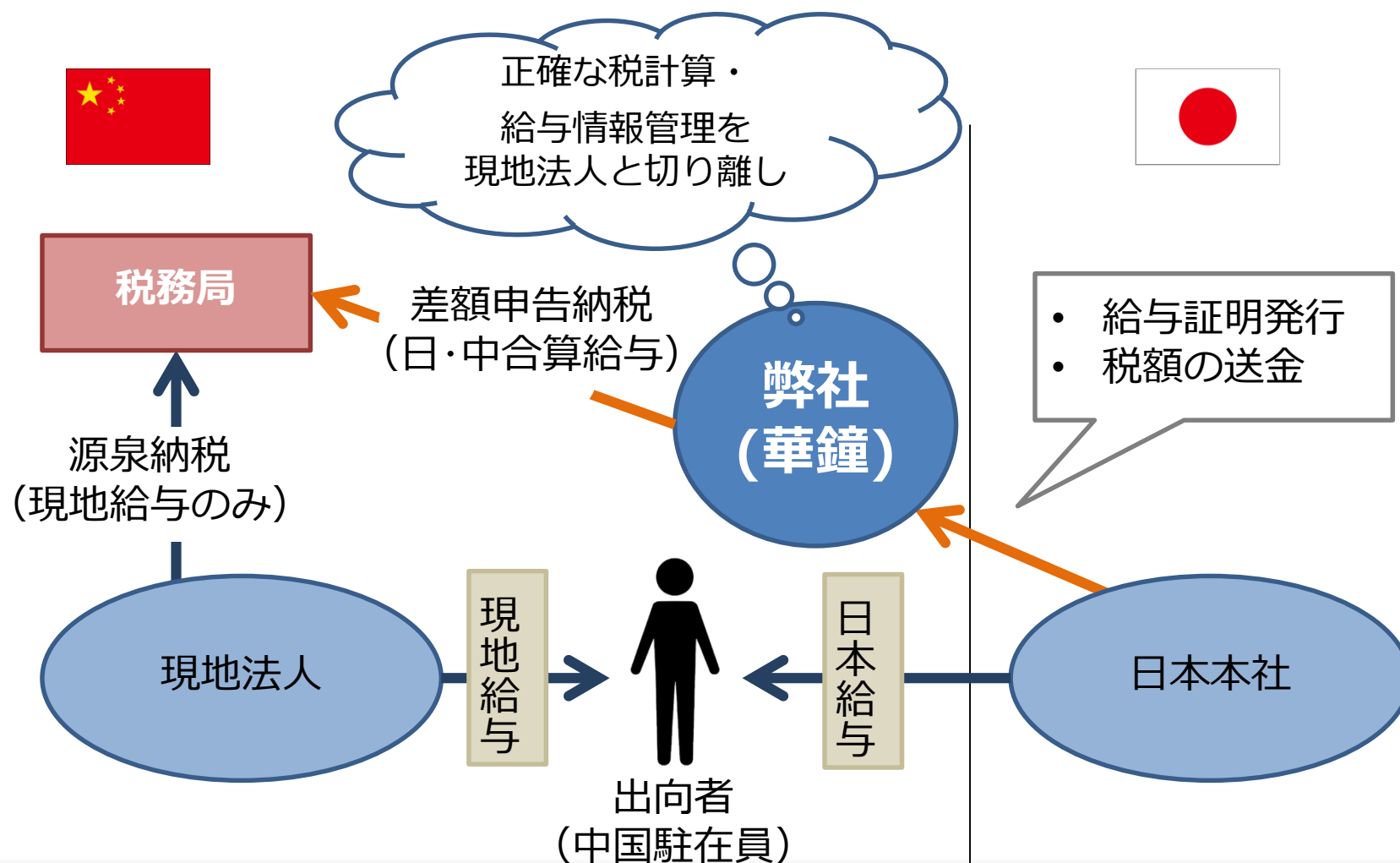
会員制の各種サービス



会員制の各種サービス



例) 個人所得税納付サービス



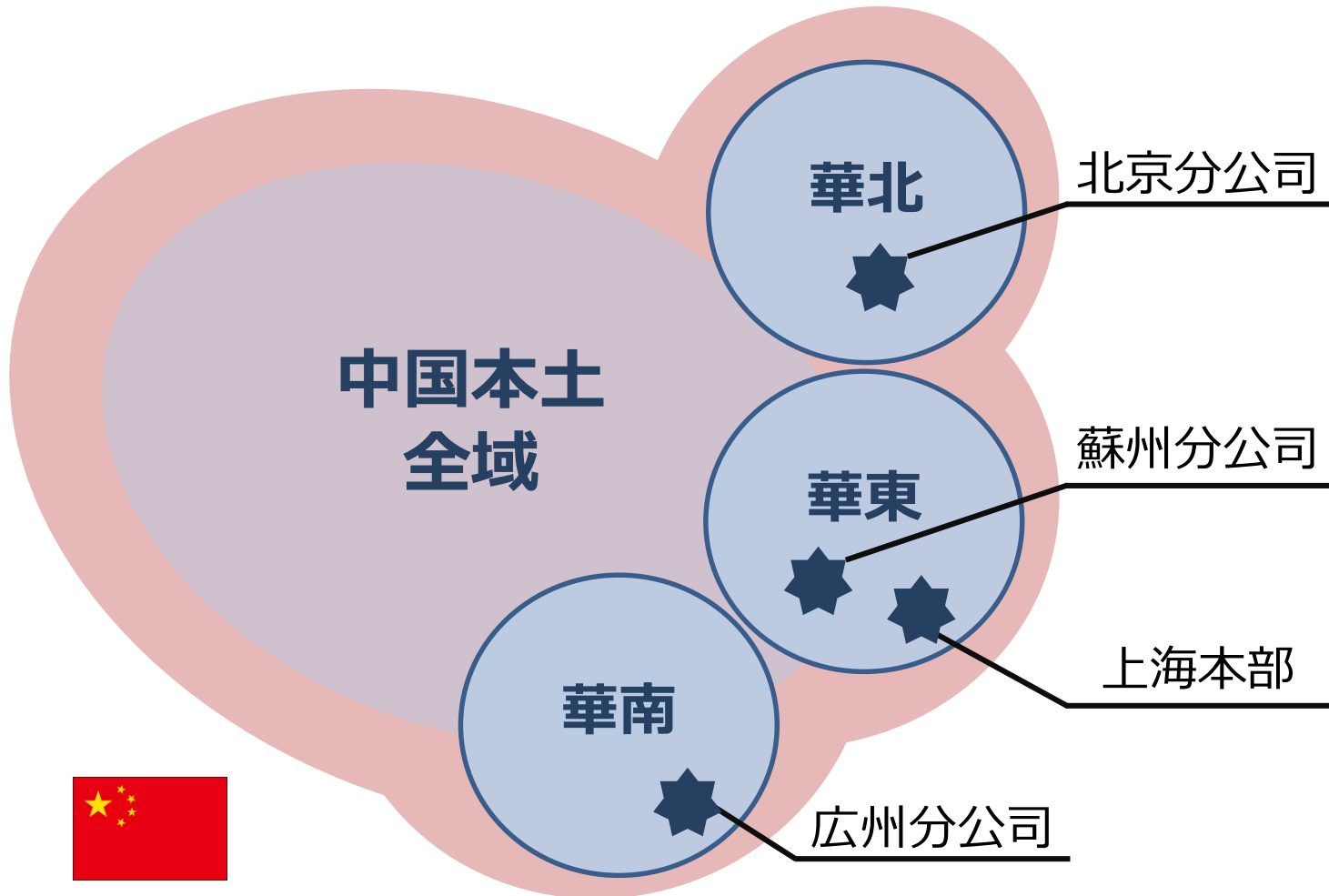
- 中国現地給与については源泉徴収処理(会社名義)



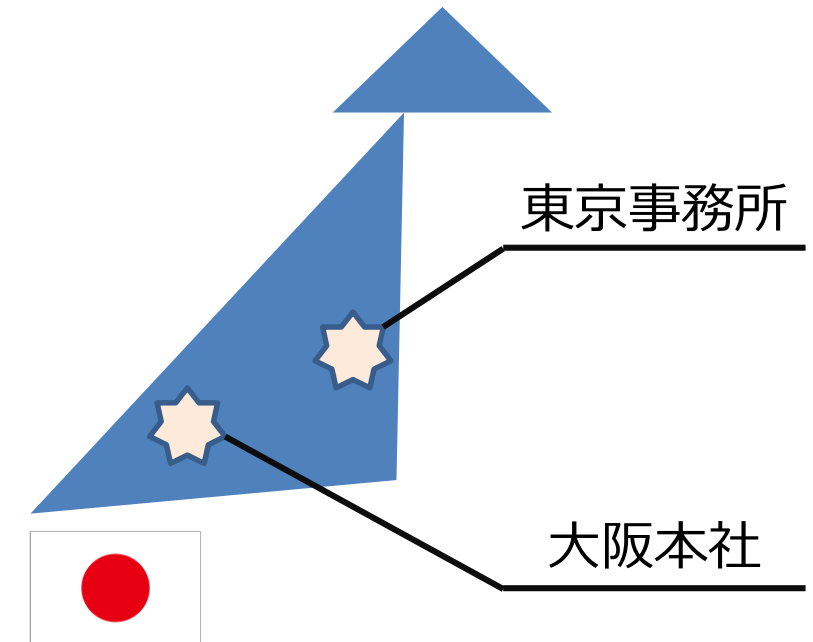
- 日本給与を含む給与全額を基に[華鐘]が税額計算不足額を代理申告納付(駐在員個人名義)

※ 駐在員の給与総額は、現地ではノータッチ

拠点（中国4拠点／日本2拠点の体制）



中国4拠点のスタッフが、
中国本土全域で
サポートいたします。



企業“健康”診断（無料） 貴社は「健康」ですか？

- ▶ 税務・ガバナンス・労務・データ三法分野の問題点をチェック
- ▶ 下記①～③の手順で、「改善策の提案」まで無料でご対応

（※）業務実施に当たっては、守秘義務を厳守致します。



↑スマホはこちらから

① チェックリスト記入

- ・ 下記URLページにアクセス
<https://mp.weixin.qq.com/s/9w-sVg7rebl8oGMbRxZ7w>
(右上のQRコードからもアクセス可)
↓
- ・ 分野別の質問フォームに
貴社(中国法人)の状況を入力

② 初期診断書提出と訪問診断

- ・ 検出された問題点を整理
↓
- ・ 初期診断書提出（オンライン）
↓（以下、必要に応じて）
- ・ 華鐘が訪問して個別診断
（詳細ヒアリング等）

③ 改善策の提案

- ・ 個別診断レポートの作成
- ・ 要改善点への対策案提示

※対策実施については、
別途お見積りします。

ご不明点等については、弊社担当者か、メールで shcs@shcs.com.cn までお問合せください。

ご清聴ありがとうございました。

Shanghai Huazhong Investment Consulting Co., Ltd

**上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
総経理 能瀬 徹**

(Mail: torunose@shcs.com.cn HP: www.shcs.com.cn)